

福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市が、市内においてペロブスカイト太陽電池（ペロブスカイト太陽電池等及びパワーコンディショナー等の周辺機器をいう。以下同じ。）の設置を拡大していくため、国の「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（以下「国補助」という。）に係る補助対象経費の自己負担部分の一部を補助し、本市における脱炭素化を推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 国補助の採択を受けて、福岡市内にペロブスカイト太陽電池を設置する事業

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市内に本社または支店等を有していること。

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者（第19条第1項に基づく代理受領人を含む）に対し、名簿（法人の場合は役員名簿。様式第10号）により、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助額等は、別表第1のとおりとする。

（募集期間）

第7条 申請者は公募により募集することとし、国補助の交付確定通知を受けた日から令和8年1月30日までとする。ただし、申請受付期間であっても、次条第1項による申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び同様式に記載の添付書類とともに、不備、不足がない状態で提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書及び書類（以下「交付申請書等」という。）の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合又はその他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。
- 3 市長は、前項に規定の期限を超過して是正又は補正がなされない場合は、次条第4項に基づく補助金の不交付決定を行うことができる。なお、市長がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに交付申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定又は不交付決定を行う。

- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、ペロブスカイト太陽電池が設置される現地の調査を行うことができる。
- 3 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に交付決定番号、補助金交付決定日、補助金交付予定額及び補助金交付の条件を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の不交付決定を行ったときは、福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（取下げ届）

第10条 申請者は、前条第3項又は第4項の通知を受ける前に第8条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

(計画変更の承認申請)

- 第 11 条 第 9 条第 3 項の決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第 8 条第 1 項の申請事項を変更するときは、計画変更承認申請書（様式第 5-1 号）及び変更となる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第 5-2 号）により、申請者に通知するものとする。

(計画中止届)

- 第 12 条 交付決定者は、補助対象のペロブスカイト太陽電池の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(ペロブスカイト太陽電池の設置)

- 第 13 条 交付決定者は、国補助が定める期日までに第 9 条第 3 項により交付決定されたペロブスカイト太陽電池を設置しなければならない。

(実績報告)

- 第 14 条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）及び同様式に記載の添付書類とともに、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書は、令和 8 年 3 月 13 日までに提出しなければならない。

(交付額の確定)

- 第 15 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めたときは、交付決定者に対して是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し)

- 第 16 条 市長は、交付決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象のペロブスカイト太陽電池の設置を中止したとき。
 - (2) 補助対象のペロブスカイト太陽電池の設置後、正当な理由なく、第 14 条第 2 項に定める期限内に実績報告を行わないとき。
 - (3) 第 8 条に規定する認定申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付認定を受けたとき。
 - (4) 第 9 条第 2 項に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
 - (5) 前条第 2 項に規定する是正に正当な理由なく応じないとき。
 - (6) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (7) この要綱の規定に違反したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付認定の取消しについて相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その旨を福岡市ペロブスカイト太陽電池導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、

当該交付認定者へ通知しなければならない。ただし、交付認定者が第 12 条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領者に対して補助金の返還を命じるものとする。

(関係書類の整備等)

第 18 条 補助決定者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、設置場所を変更し、改造し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 補助決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。
- (2) 当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した施設等が災害等の被害を受け、一般公衆の利便確保のため緊急に改造を要するとき。

(協力)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し質問をし、若しくは報告を求め、又は第 18 条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額等
国の「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」を活用し、ペロブスカイト太陽電池を設置する事業	国の「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」の補助対象経費となっている経費	① 国の補助率が 3 分の 2 の場合、 6 分の 1 ② 国の補助率が 4 分の 3 の場合、 8 分の 1	国補助の対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万を補助限度額とする。

備考

- 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 2 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。